

8

広報 仁木

北海道仁木町広報紙／令和8年8月13日発行 通算859号

令和8年
2026

特集
仁木町人事行政の運営等の状況



3 職員の給与の状況

国家公務員の給与は、人事院の行う民間給与の実態調査結果に基づく給与勧告を受け、国会の審議を経て法律で定められているところですが、仁木町職員の給与は、この人事院の給与勧告に準拠した内容をもって、仁木町議会の審議を経て、条例で定めています。

なお、仁木町の給与水準（ラスパイレス指数）は、国家公務員の給与を100としてみると、令和7年4月1日現在95.8となっています。（令和6年4月1日現在 96.9）

●人件費の状況（令和7年度一般会計決算統計より）

歳出総額①	人件費②	人件費率②／①	昨年度
5,162,248千円	718,917千円	13.9%	13.1%

※ うち職員給与費 414,446千円。

●初任給と平均給料月額（令和8年4月1日現在）

区 分	初任給	採用2年経過給料額
一 般	大学卒 232,000円	242,000円
行政職	高校卒 200,300円	213,100円

一般職平均給料月額
321,709円

●職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

扶 養 手 当	■子：13,000円 ■子・配偶者を除く扶養親族：6,500円 ■15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子：1人5,000円加算	
住 居 手 当	■借家の場合：家賃の額に応じて27,000円を限度に支給（家賃12,000円以下は支給なし）	
通 勤 手 当	■交通機関利用者：運賃の額150,000円を限度に支給 ■自家用車利用者：距離に応じて2,000円～66,400円の範囲で支給	
日 直 手 当	■日額：4,700円	
管 理 職 手 当	■管理又は監督する職員に支給 ・課長職：月額46,300円 ・主幹職：月額37,000円	
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	■管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給：6時間まで6,000円、6時間超9,000円 ■管理職手当支給対象職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給：3,000円	
特 殊 勤 務 手 当	■平成18年度から全て廃止	
時 間 外 勤 務 手 当	■正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給	
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	■仁木町 6月期 1.2625月分 12月期 1.2625月分 計 2.525月分 合計 4.65月分 ・職制上の段階、職務の級による加算措置 有	■国 6月期 1.0625月分 12月期 1.0625月分 計 2.125月分 合計 4.65月分 ・職制上の段階、職務の級による加算措置 有
退 職 手 当	勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分	自己都合 24.586875月分 勤奨・定年 33.27075月分 47.709月分 ・職務の級に応じ調整額加算措置 有 ※退職手当組合に加入している全道の市町村と同じ
寒 冷 地 手 当	■世帯区分、扶養区分に応じ、11月～3月に支給。支給月額次のとおり ・扶養親族のいる世帯主 26,000円 ・扶養親族のいない世帯主 14,500円 ・その他の職員 9,800円	

●給与費の状況（令和8年度一般会計予算より）

職員数①	職員給与費（単位：千円）				1人当たりの給与費 ②／①	平 均 年 齢
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計②		
67	255,666	47,689	106,143	409,498	6,112	40歳

※1 職員給与費には、議会の議員・町長などの特別職に支給する給料・報酬などは含まれていません。

※2 職員給与費には退職手当は含まれていません。

●特別職の給料月額等（令和8年4月1日現在）

区 分	給料月額	区 分	報酬月額	期 末 手 当 の 支 給 割 合
町 長	700,000円	議 長	258,000円	
副 町 長	590,000円	副 議 長	206,000円	6月期 2.325月分
教 育 長	550,000円	常任委員長	188,000円	12月期 2.325月分
適用年月日 令和4年4月1日		議会運営委員長	188,000円	計 4.65月分
		議 員	175,000円	
		適用年月日 令和4年4月1日		

仁木町では、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公正性及び透明性を確保するため「仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、仁木町職員の前年度(令和7年度)の給与、勤務条件等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する情報

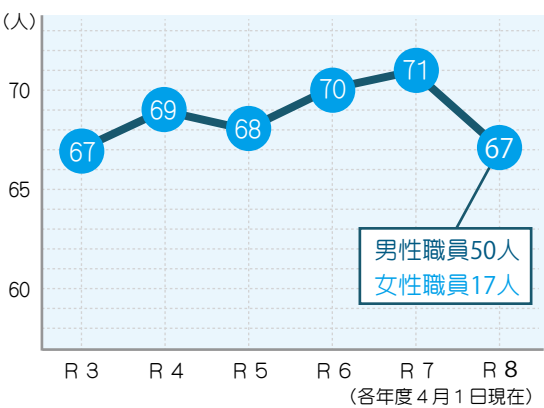
区 分	令和7年度	令和8年度	前年比
一 般 会 計 職 員	67人	63人	▲4人
公営企業等会計職員	4人	4人	—
計	71人	67人	▲4人

(各年度4月1日現在)

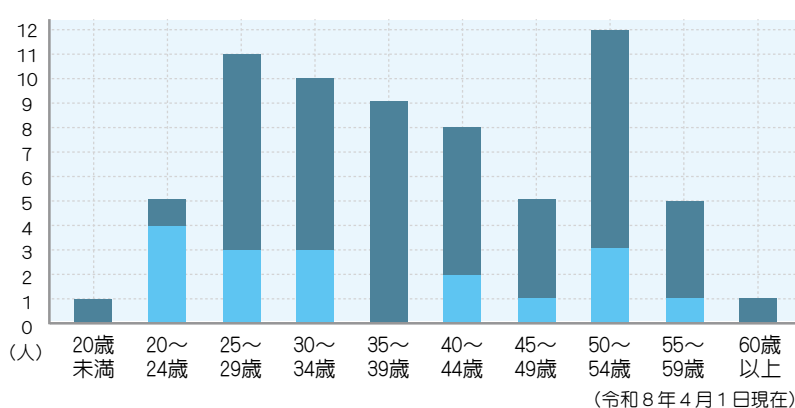
※1 町職員の定数は条例で上限を定め、その総数は110人となっています。

※2 職員数は一般職に属するものであり、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

●最近の一般職の職員数推移



●一般職の職員の年齢構成



2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、人事評価制度が導入され、本町においても実施規程を定め、平成28年度から取り組んでいます。

評価方法は、職務を遂行するに当たり発揮した能力が十分かを評価する「能力評価」と、業務目標の達成状況を評価する「業績評価」により実施しています。

人事評価の結果は、昇給、勤勉手当、昇任・昇格、分限に活用されています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

●職員の福利厚生制度

現在、本町職員に適用されている共済制度は、地方公務員共済組合法により北海道市町村職員共済組合の制度を運用、実施しています。また、職員は一般財団法人 北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っています。

以下は、各団体の主な福利厚生制度です。

●令和 7 年度健康診断の状況

種 類	対象者	受診者	受診率
総 合 健 診	63人	59人	93.7%
単独定期健診	26人	25人	96.2%
計	89人	84人	94.4%

※町長・副町長・教育長を含む

区 分	事業種類	内 容
共 済 組 合	短 期 給 付	■組合員やその家族の公務外の病気・ケガ・出産・死亡などに対して、必要な医療費やその他の不時の支出を助け、当面の生活を守るための事業
	長 期 給 付	■組合員が退職したときの年金給付などの事業
	福 祉 事 業	■組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業
福 祉 協 会	医療給付事業	■退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付など
	貸 付 事 業	■一般資金、育英資金の貸付
	福利厚生事業	■入院一時金、出産祝金など

●令和 7 年度公平委員会への措置要求等の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適正な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会（後志管内共同設置）に対し審査請求をすることができます。公平委員会は、これらの要求や処分が適正であるかを審査し、必要な場合は適正化確保のための措置を勧告することができる独立した機関です。

令和 7 年度の公平委員会に対する勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

仁木町の給料表の等級別職員数の公表

この公表は、地方公務員法第58条の 3 第 2 項の規定に基づき、年度当初の状況を取りまとめたものです。

11 仁木町等級別職員数

●行政職給料表

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳			
		人	%	職 名	人	職 名	人
1 級	定型的な業務を行う職務	8	11.9	主 事	6	技 師	1
				保健師	1		
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	9	13.4	主 事	8	保健師	1
3 級	係長又は主査の職務・主任の職務	21	31.4	主 任	13	係 長	8
4 級	課長又は主幹の職務・困難な業務を処理する係長又は主査の職務	11	16.4	主 査	1	係 長	6
				主 幹	2	課 長	2
5 級	困難な業務を処理する課長又は主幹の職務	7	10.5	主 幹	5	参 事	1
				課 長	1		
6 級	相当困難な業務を処理する課長の職務	11	16.4	局 長	1	次 長	1
				参 事	3	室 長	1
				課 長	5		
合 計		67	100.0				

以上のことに関して、お問い合わせ・ご意見などございましたら、下記までご照会ください。

●お問い合わせ先 総務課職員係 ☎32-2511

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●勤務時間状況 （令和 8 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始 業	終 業	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

※休憩時間は、職務の特殊性により、30分繰上げ、又は繰下げすることができます。

●休暇等

年次有給休暇	■ 1 暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる
病 気 休 暇	■ 負傷又は疾病のための療養を要する場合は、最小限必要と思われる期間について与えられる
特 別 休 暇 (主なもの)	■ 夏季休暇：3 日 ■ 産前・産後休暇：出産予定日の 8 週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産後 8 週間を経過するまでの期間 ■ 親族死亡 ・配偶者：10日 ・父母（血族）：7 日 ・子（血族）：5 日 ・祖父母（血族）：3 日 ■ その他：規則に定める期間
介 護 休 暇	■ 配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護を行う場合、要介護者 1 人につき、3 回を限度として、合計 6 月の範囲内で分割取得が可能（無給）
育 児 休 業	■ 子が 3 歳に達するまでの期間（無給）

5 職員の休業に関する状況

●育児休業等の取得状況

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月31日

区 分	取得人数
育 児 休 業	2 人
部 分 休 業	0 人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。令和 7 年度の分限処分及び懲戒処分は下記のとおりです。

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月31日

分 限 処 分			懲 戒 処 分			
免 職	降 任	休 職	免 職	停 職	減 給	戒 告
0	0	0	0	0	0	0

7 職員の服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員には様々な義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為等の禁止規定に違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、仁木町職員の退職管理に関する規則（平成 28 年規則第 31 号）を定め、必要な措置を講じています。

9 職員の研修の状況

●令和 7 年度研修内容

研 修 機 関 名	研 修 内 容	修了者数
北海道市町村職員研修センター	管理能力（管理職）研修他	23人
後 志 町 村 会	法制研修（応用・基礎）	4 人
	新規採用職員基礎研修	—
	初 級（2 年 目）研 修	8 人
	中 級（5 年 目）研 修	1 人

町内のできごと、行事、イベントなどを写真付きでご紹介します!
町では、広報紙、ホームページ、SNSなどへ掲載のため、撮影・取材活動を行っています。
皆さまのご理解とご協力をお願いします。



JA新おたる仁木町トマト生産組合
全国流通販売対策会議で
販売目標20億円

同組合最高額となる、販売目標20億円

6月29日、JA新おたる仁木町トマト生産組合（渡辺幸仁組合長理事）が「令和8年度仁木町産トマト全国流通販売対策会議」を開催しました。

産・販売計画を共有することにも、販売戦略について意見を交わしました。

会議冒頭では、同組合の昨年度販売実績が、過去最高となる約19億円を記録したことが報告され、今年度の販売目標を、同



①会議には生産者、市場関係者など約100名が参加②③東京、大阪、広島、福岡と全国から市場関係者が参加し、それぞれが今年度の販売方針を示した



組合最高額となる20億円としつつ、気象状況の変化、資材価格の高騰、担い手不足など、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中でも、高品質なミニトマトの安定供給を続け、全国トップブランド産地としてさらなる発展を目指す方針が示されました。

産・販売計画としては、栽培面積約31・26ヘクタール、生産見込み約60万ケースとし、高品質なミニトマトを安定供給するため、生産・物流・販売関係者へ緊密な連携を求めました。

JA新おたる農畜産物
販売額も過去最高

JA新おたるからは、昨年度の農畜産物販売額が過去最高となる47億4千5百万円を記録し、ミニトマトの出荷数量・販売額も、ともに過去最高を更新したことが報告され、今年はミニトマト栽培面積の増加もあり、同組合の販売目標である20億円達成に期待を寄せる一方、生産資材や燃料価格の高騰を踏まえ、生産者が安心して営農を継続できる販売価格への理解と

協力を市場関係者へ呼びかけました。

ブランド産地として
さらなる飛躍を

全国から会議に参加した市場関係者からは、仁木町産ミニトマトは、全国各地で品質と安定供給への信頼が厚く、「ブランド産地」として高く評価されているとした上で、近年は全国的に産地間競争が激しさを増しており、「品質と食味を維持しながら安定供給を続けることが、ブランド価値の向上につながる」と、さらなる品質向上を期待する声が聞かれました。

また、販売方針に関しては、「昨年購入した取引先へ今年も確実に届けることが重要」、「産地と市場が情報共有を密にし、適切な出荷と販売につなげていきたい」といった声があり、参加した生産者、関係者は20億円の販売目標達成に向け、生産・流通・販売が一体となつて取り組むことを確認しました。



もりもと×JALスカイ札幌×仁木町
さくらんぼ共同収穫実施



さくらんぼを収穫する森本社長（写真右）と生産者の大森さん（写真左）

7月2日、町と包括連携協定を結んでいるもりもと（森本真司代表取締役社長／千歳市）が、JALスカイ札幌と共同で、さくらんぼの収穫作業を行いました。今回で6回目となる

施しています。

開催にあたって森本社長は、この取組を通して、北海道の素晴らしいさを広め、地域の皆さまと一緒に地域活性化を図りたい」と挨拶しました。

この取組は、収穫されず樹上で傷み、木に悪影響を及ぼすさくらんぼを収穫することで、さくらんぼの木を守りつつ、おいしいスイーツに仕上げ、町内農作物の6次産業化などを目的に実



さくらんぼフェスティバル
果樹観光シーズン開幕

6月28日、農村公園フルーツパークにきを会場に、第42回さくらんぼフェスティバルが開催されました。

当日は小雨混じりの空模様でしたが、会場を訪れた皆さんはこれたてのさくらんぼや、恒例のさくらんぼ種飛ばし大会などのイベントを楽しみ、仁木町の果樹観光シーズンの幕開けにふさわしい一日となりました。



①小雨混じりのなか約3,500人の来場があった②さくらんぼは今年も大人気③老若男女皆さんで種飛ばし!



仁木町産ワインと食の祭典
ワイリングウォークフェス

7月12日、ワイリングウォークフェス（本間裕康会長主催の「ワイリングウォークフェス」）が、旭台地区を会場に開催されました。

4回目となる今回は、町内ワイン生産者、ビール生産者が出店。ワインだけでなくクラフトビールも楽しめるイベントとなりました。会場ではペアリングフードも販売されるなど、道内外から参加した約500名の皆さんは、仁木町の食と自然を楽しみました。



①ワインブースの様子。岐阜、大阪、海外からの参加者も見られた②③町内ワイナリーの希少なワインと、目にもおいしいペアリングフード

中川 博喜 4期／西町	吉田 茂樹 2期／銀山	武本明日香 新任／西町	林 育美 3期／東町	鎌田 忠文 新任／大江	鶴田 壽廣 7期／東町
木田 憲一 6期／尾根内	渡辺 貴志 6期／然別	井内 敏也 4期／旭台	伊藤 浩一 3期／砥の川	吉田 均 6期／東町	加藤 政茂 新任／長沢南



本町農業のさらなる活性化を
新農業委員12名決まる

7月21日、第一回仁木町農業委員会総会に先立ち、新農業委員の辞令交付式を行い、佐藤町長が辞令書を交付しました。任命された12名のうち新任は3名。農地の集積や利用促進により、町農業の発展に取り組みます。（任期：令和8年7月20日～令和11年7月19日）

善意に感謝します

レバンガ北海道さまより



レバンガ北海道から、子どもたちの運動能力向上やスポーツの知識向上を目的として、バスケットボールを仁木小学校に 10 個、銀山小学校に 5 個寄贈いただきました。

JA新おたる 仁木サクランボ出荷組合さまより

J A 新おたる仁木サクランボ出荷組合（端王佐武組合長）から、地域の子もたちに、本町産さくらんぼを是非味わってほしいとして、約 18kg の「佐藤錦」を寄贈いただきました。いただいたさくらんぼは、6 月 30 日の学校給食において、児童・生徒に提供しました。



8月は「早寝早起朝ごはん」運動の 啓発強化期間です

8月は、子どもたちの生活リズムの向上を目的とした「早寝早起朝ごはん」運動啓発強化期間です。子どもたちが毎日を元気に楽しく過ごし、健やかに成長していくためには、基本的な生活習慣を身につけることがとても大切です。子どもたちの生活リズムが乱れがちになる夏休み期間を含むこの期間に、家族みんなで「早寝早起朝ごはん」運動に積極的に取り組みましょう。

児童・生徒作品集 創造 たまごをうんだとり



銀山小学校1年
久保 令次

たまごをうんだとりは、えのぐをかみにぬっていたらとりになったので、からふるいろいろのたまごもかきました。ぼくは、ひよこがすきです。



かぜのよつにひかる木



仁木小学校4年
嶋田 晏奈

触ってみるとゲゲッしている葉がありミツのにおいがしました。桜の木のすばらしさを伝えたいと思って、風に吹かれてる木をかきました。葉を「ちゃん」とぬつていくのがむずかしかったです。

銀山義務教育学校の入札不調に終わる

令和 10 年度に開校を予定していた銀山義務教育学校の建設工事について、6 月 19 日（金）に入札を行いました。一部の工事について不落札が生じたことから、予定していた工期内の工事ができないものと判断し、すでに決定した工事について落札の取消しを行いました。

本来であれば、ただちに再度入札を行うこととなりますが、設計の見直しや再入札の実施により、着工について大幅な遅延が避けられないことや、さらには人手不足や資材価格の高騰が続くなか、着工遅延に伴う大幅な工事費の増額

が見込まれ、町財政に重大な影響を及ぼすことが思料されることから、予定していた工事について、やむなく取止めることといたしました。

今後につきましては、既存校舎の改修による義務教育学校の建設や、既存の銀山小学校及び銀山中学校を活用した「施設分離型」による小中一貫教育の検討、仁木町を一帯とした校区の再編などを含め、地域住民、保護者、学校関係者をはじめ広範な町民のみなさんからの意見を聴取し、子どもたちが学習しやすい環境について再検討を行います。

各種大会結果

後志中体連等の各種大会で優秀な成績を収めた皆さんをご紹介します。

● 野球 優勝 軟式野球クラブチーム「ブルータス」(町外チーム) 木村 彩葉(仁中3年) 中澤 友佑(仁中2年)	● サッカー 優勝 FC余市 U-15 町外チーム 富本 智也(仁中3年) 渡辺 竜世(仁中2年) 富本 優芽(仁中1年) 菱沼 翔多(仁中1年)	● バレーボール 優勝 後志男子バレーボールクラブ(町外チーム) 中川 穰(仁中3年)	● その他大会 第27回ダイハツ北海道小学生ABCバドミントン大会 日程 6月27日～28日 場所 苫小牧市	● 女子シングルス ベスト8 寺口日優虹(仁小6年) 第45回全日本ジュニアバドミントン選手権大会新人の部小樽地区予選 日程 7月11日 場所 小樽市総合体育館	女子シングルス 4位 寺口日優虹(全道大会進出) 全道大会 8/8 稚内市	● 第28回小樽後志陸上競技記録会 5年女子 100m走 2位 笠井 愛花(仁小5年)	5年女子 走り幅跳び 1位 和田紗里那(仁小5年)	5年女子 ジャベリックボール投げ 2位 小林 花寧(仁小5年)	6年男子 ジャベリックボール投げ 1位 荒閑 爽良(仁小6年)	● 第22回さくらんぼ杯パークゴルフ大会 日程 7月5日 場所 コンサドーレ仁木パークゴルフ場	女子部 3位 日野 悦子	● 日本スポーツマスターズ 2026(南)大会 日程 6月28日 場所 岩内町堂球場	優勝 N D A D D Y(全道大会進出) 全道大会 7/25、27 江別市
--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	------------------------	---	--



町からのお知らせ

農地パトロール（利用状況調査）8月実施

☎ 農業委員会事務局 ☎ 32-3952

●目的

農業委員会では、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③農地違反転用の発生防止・早期発見のため、町内全域の農地を対象に農地パトロールを実施します。

●根拠法令

農地法第30条第1項に基づき、農地の利用促進につながる情報収集を行う必要があります。

●遊休農地とは

現在耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思われる農地のことをいいます。

●農地所有者の皆さまへ

各地区の現況調査員（農業委員）が調査を行います。この際、やむを得ず、農地内に立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

●農地に関するお願い

遊休農地に限らず、農地は管理不足により、雑草・雑木が生い茂ることで、病害虫や鳥獣の温床となり、隣接農地や町民の生活環境に大きな影響を及ぼしますので、草刈り・防除など適正管理をお願いします。

自衛官募集

☎ 自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所 ☎ 0134-22-5521

自衛隊では、以下の募集を行います。

●防衛医科大学校

- ・応募資格 18歳以上21歳未満の方
- ・受付期間 7月1日(水)から10月8日(休)
- ・試験内容 筆記試験、口述試験、身体検査等

●防衛医科大学校（看護学科学生）

- ・応募資格 18歳以上21歳未満の方
- ・受付期間 7月1日(水)から10月2日(金)
- ・試験内容 筆記試験、口述試験、身体検査等

●防衛大学校（一般）

- ・応募資格 18歳以上21歳未満の方
- ・受付期間 7月1日(水)から10月15日(休)
- ・試験内容 筆記試験、口述試験、身体検査等

●航空学生

- ・応募資格 18歳以上24歳未満の方
- ・受付期間 7月1日(水)から8月28日(金)
- ・試験内容 筆記試験、適性検査、口述試験、身体検査等

●一般曹候補生・2等陸・海・空士

- ・応募資格 18歳から33歳未満の方
- ・受付期間 お問い合わせください
- ・試験内容 筆記試験、適性検査、口述試験、身体検査等

※応募資格等については上記までお問い合わせください。

町が取り組んでいる各種事業・施策や、国・北海道・関係機関からのお知らせなどをご紹介します。気になる情報がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

北海道シェイクアウト（一斉防災訓練）実施

☎ 総務課情報防災係 ☎ 32-2511

大地震の揺れから身を守るため、北海道では9月1日の「防災の日」に合わせ、一般参加型の防災訓練「北海道シェイクアウト」を実施します。「北海道シェイクアウト」は職場でも家庭でも手軽に参加できる一斉防災訓練です。

今年度、仁木町では「北海道シェイクアウト」に参加するため、**屋外スピーカーとご自宅にある防災行政無線戸別受信機から、訓練放送を流します。**放送が流れましたら、各人がその場で概ね1分程度「①まず低く(DROP)」「②頭を守り(COVER)」「③動かない(HOLD-ON)」の行動を取ってください。

参加は必須ではありませんが、防災意識の向上と地震に対する基本行動の確認のため道民が一体となった訓練ですので、是非ご参加をお願いします。

- 1 訓練実施日時 令和8年9月1日(火) 午前10時から
- 2 訓練内容

- (1) 屋外スピーカーとご自宅にある防災行政無線戸別受信機から、シェイクアウト開始放送及び緊急地震速報が流れます。
- (2) 緊急地震速報が流れたら以下の行動をとってください。
 - ①まず低く(DROP) 丈夫な机の下など安全な場所に避難
 - ②頭を守り(COVER) カバンなどで頭を保護する
 - ③動かない(HOLD-ON) あわてて外へ飛び出さない

3 参加方法

北海道では参加者の集計を行っていますので、「北海道シェイクアウト公式サイト」からお申込みのご協力をお願いします。町への参加報告は不要です。



「北海道シェイクアウト」参加申込みサイト

道税の申告は便利な電子申告で

☎ 小樽道税事務所 ☎ 0134-23-9492

法人事業税、軽油引取税や宿泊税などの申告・納税は、自宅やオフィスから電子で行うことができるエルタックス（地方税ポータルシステム）が便利です。ご利用は、エルタックスのホームページから。

●エルタックスホームページ

<http://www.eltax.lta.go.jp/>



●道税ホームページ

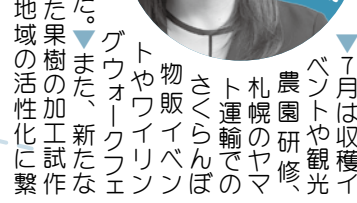
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>



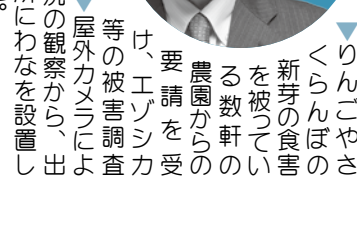
6月はロードマップや年間計画を作成し、7月から本格的に活動をスタートしました。6月のさくらんぼフェスティバルにお手伝いとして参加し、多くの町民の皆さまとの交流の機会をいただきました。



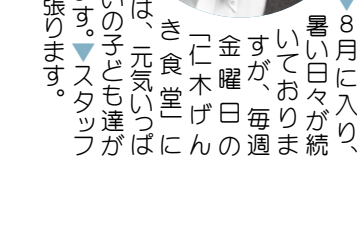
仁木町のふるさと納税の主力である「さくらんぼ」の寄附増に向け活動しました。その他、さくらんぼフェスティバルでのふるさと納税特設ブース運営や、手稲駅でのチラシ配布などを行いました。7月も力中の申込増を目指し、今月も尽力します！



7月は収穫イベントや観光農園研修、札幌のヤマト運輸でのさくらんぼ物販イベントやワイリングワークフェスを参加しました。また、新たな商品開発に向けた果樹の加工試作も進めており、地域の活性化に繋がってまいります。



りんじやさくらんぼの新芽の害を被っている数軒の農園からの要請を受け、エソシカ等の被害調査を開始しました。屋外カメラによる昼夜の出没状況の観察から、出没頻度の高い場所にわなを設置し捕獲を始めました。



8月に入り、暑い日々が続いており、毎週金曜日の「仁木町の食卓」に、元気いっぱいの子供達も参加してくれています。スタッフ一同暑さに負けず頑張ります。



7月12日に開催されたワイリングフェスでは、たくさんのお客様にお越しいただき、ありがとうございました。8月も引き続き仁木町の農家さんのご入研修に伺います。よろしくお願いたします。



仁木町内の農園で農作業研修を行い、生産現場への理解を深めました。また、仁木町の特産品をPRする物産展にも参加し、多くの来場者へ地域の魅力を発信しました。活動を通して、特産品の魅力を伝えることの大切さや、地域PRの重要性を改めて学びました。



夏休みの学習教室にご参加いただいた皆さまありがとうございました。2学期の新しい学びも随時受け付けます！



6月は地域の計画見直しのため、データ整理の支援と農業委員の皆さまへの説明、長野県のリズムやりんごの会、JR手稲駅あいくるでの物産PR活動、さくらんぼフェスティバルのお手伝いなど多彩な活動に従事しました。



7月、役場において外国人住民への通訳・翻訳活動や、外国人の生活支援など、今後も支援体制の向上に向けた知識習得に取り組んでいきます。

7月、役場において外国人住民への通訳・翻訳活動や、外国人の生活支援など、今後も支援体制の向上に向けた知識習得に取り組んでいきます。



仁木町地域おこし協力隊活動レポート

ACTIVITY REPORT

仁木町で活動する地域おこし協力隊員の取組や活動トピックスをお届けします



仁木町内の農園で農作業研修を行い、生産現場への理解を深めました。また、仁木町の特産品をPRする物産展にも参加し、多くの来場者へ地域の魅力を発信しました。活動を通して、特産品の魅力を伝えることの大切さや、地域PRの重要性を改めて学びました。



夏休みの学習教室にご参加いただいた皆さまありがとうございました。2学期の新しい学びも随時受け付けます！



6月は地域の計画見直しのため、データ整理の支援と農業委員の皆さまへの説明、長野県のリズムやりんごの会、JR手稲駅あいくるでの物産PR活動、さくらんぼフェスティバルのお手伝いなど多彩な活動に従事しました。



7月、役場において外国人住民への通訳・翻訳活動や、外国人の生活支援など、今後も支援体制の向上に向けた知識習得に取り組んでいきます。



7月、役場において外国人住民への通訳・翻訳活動や、外国人の生活支援など、今後も支援体制の向上に向けた知識習得に取り組んでいきます。

7月、役場において外国人住民への通訳・翻訳活動や、外国人の生活支援など、今後も支援体制の向上に向けた知識習得に取り組んでいきます。

仁木町の特産品をPRする物産展にも参加し、多くの来場者へ地域の魅力を発信しました。活動を通して、特産品の魅力を伝えることの大切さや、地域PRの重要性を改めて学びました。

夏休みの学習教室にご参加いただいた皆さまありがとうございました。2学期の新しい学びも随時受け付けます！

6月は地域の計画見直しのため、データ整理の支援と農業委員の皆さまへの説明、長野県のリズムやりんごの会、JR手稲駅あいくるでの物産PR活動、さくらんぼフェスティバルのお手伝いなど多彩な活動に従事しました。

7月、役場において外国人住民への通訳・翻訳活動や、外国人の生活支援など、今後も支援体制の向上に向けた知識習得に取り組んでいきます。

7月、役場において外国人住民への通訳・翻訳活動や、外国人の生活支援など、今後も支援体制の向上に向けた知識習得に取り組んでいきます。

7月、役場において外国人住民への通訳・翻訳活動や、外国人の生活支援など、今後も支援体制の向上に向けた知識習得に取り組んでいきます。

国民年金に関するお知らせ

●お得な付加年金をご存じですか？

付加年金とは、国民年金第1号被保険者（自営業者、学生等）や65歳未満の任意加入被保険者が、毎月の国民年金保険料に付加保険料（月々400円）を加えて納入すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて支給されるものです。付加年金の年金額は200円×付加保険料納付月数で計算し、2年以上年金を受け取ると、納めた付加保険料以上の年金を受け取ることができます。

例）10年間付加保険料を納付した場合

- 納付額
月400円×12月×10年＝48,000円
- 付加年金額として受け取れる額
200円×120月＝24,000円（年額）
が老齢基礎年金に上乗せされます。

付加保険料は申出した月分からお支払いしていただくことになり、通常国民年金保険料を支払っている方法と同じ方法（国民年金保険料のお支払いが口座振替なら付加年金も口座振替）になります。

なお、マイナポータルからも電子申請ができますのでご活用ください。

●国民年金保険料前納制度のご案内

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより月々60円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

直近の4月に振替開始となる6か月前納・1年度前納・2年度前納の申し込みは2月末が締め切りとなっていますが、10月に振替開始となる6か月前納（下期分10月～3月）の場合、申し込みの締切は8月末となっています。

口座振替をご希望の方は、納付書又は年金手帳（基礎年金番号通知書）、通帳、通帳登録印鑑を持参のうえ、役場住民環境課住民係、小樽年金事務所又は口座振替を行う金融機関へお申し出ください。

また、口座振替だけでなく、納付書による前納、クレジットカード納付による前納もできますのでお気軽にお問い合わせください。

国民年金に係る照会や相談については、下記までお問い合わせください。

- ☎小樽年金事務所 ☎0134-33-5026
- ☎住民環境課住民係 ☎32-2513



「余市警察だより」では、暮らしや地域の安心・安全のため、皆さまに実践していただきたいポイントを、毎月ご紹介しています。

◆生活道路における自動車の法定速度の引下げ～9月1日から法定速度が引き下げられます～

令和8年9月1日から、中央線などがない道路における自動車の法定速度は、30km/hとなります。「中央線などがない道路の法定速度は30km/h」を意識し、思いやりのある運転を心掛けましょう。

また、全ての道路の法定速度が30km/hになるわけではありません。次のような道路の法定速度は、引き続き60km/hです。

- 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 道路の構造上又は柵その他の工作物により、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 自動車専用道路

道路標識で最高速度が指定されている道路は、法定速度ではなく、指定速度が自動車の最高速度となりますので注意してください。



仁木町内での人身事故発生状況

区分	件数	死者	負傷者
7月発生件数	2件	0人	4人
R8年累計	4件	1人	5人

交通事故死
ゼロの日
R8.3.8～R8.7.31
146日

「こどもの人権相談」強化週間

法務局では、こどもの人権についての専用相談電話「こどもの人権110番」を設置しているほか、チャット（LINE）による人権相談も受け付けています。いじめや虐待など、こどもの人権に関する悩みをご相談ください。☎0120-007-110（通話料無料）

- 受付時間
平日 午前8時30分～午後5時15分
- 強化週間中の受付時間（8/28～9/3）
平日 午後8時30分～午後7時
土日 午前10時～午後5時
- LINE
アカウント名：法務局LINEじんけん相談
検索ID：@line.jinkensoudan

戸籍の窓

- こんにちは赤ちゃん
穂積周ノ佑ちゃん（銀山）
- ご冥福をお祈りします
三上 喜久さん（86歳/西町）
山田 俊子さん（89歳/南町）

人口動向

R 8. 7 / 31現在 住民基本台帳より（ ）は前月比

総人口	3,213 人 (+13)	男性人口	1,544 人 (-2)
世帯数	1,909 世帯 (+18)	女性人口	1,669 人 (+15)
日本人人口	2,872 人 (-10)	男性人口	1,402 人 (-6)
世帯数	1,576 世帯 (-5)	女性人口	1,470 人 (-4)
外国人人口	341 人 (+23)	男性人口	142 人 (+4)
世帯数	333 世帯 (+23)	女性人口	199 人 (+19)

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共
小企業
退職金
済制度

「中退共」で検索!

（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

くらしの伝言板

善意に感謝

次の方々から、本町へ貴重なご寄附をいただきましたのでご紹介させていただきます。

- 有限会社花しげ生花店（余市町／五十嵐映一代表取締役）様より▼バゴニア寄せ植え2鉢▼環境美化（地域貢献）
- 日本マーキング株式会社（札幌市／中谷一成代表取締役）様より▼役場庁舎駐車場等の区画線設置▼公共施設環境保全のため



地域貢献活動に対し感謝状を贈らせていただきました
日本マーキング株式会社 中谷氏（写真左）

北方領土返還要求運動強調月間

語るたび その四島がまた 近くなる
（令和7年度 北方領土問題対策協会最優秀賞標語）

日本固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島からなる北方四島返還は、道民はもとより国民の悲願です。北海道では、昭和41年から8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、重点的な返還要求運動を実施しています。

ふるさと納税 寄附受入額と件数

- 令和8年6月実績（6/1～6/30）
金額 34,555,600円
寄附件数 1,475件
 - 令和8年度累計（4/1～6/30）
金額 68,829,600円
寄附件数 2,667件
- 皆さまの生活に身近な事業を持続的に推進していくためにも、返礼品の出品協力のほか町外に住むご親戚や、お知り合いにも、仁木町を応援していただけるようご案内いたします。

基金を活用した事業の紹介は、町ホームページをご覧ください。

体にちょっといい話

福祉課保健係 保健師

かとうみか 藤三華

暑い夏を健やかに

乗り切るために

今年も暑さの厳しい日々が続いており、体調の変化を感じている方もいるのではないだろうか。暑い日々が続く中で、知らず知らずのうちに身体に疲労が蓄積していくことがあるため、身体がだるい、「食欲がわかない」という不調は、身体が発するサインの一つかもしれない。

今回は、この厳しい夏を健やかに乗り切るためのポイントを3つに絞ってお伝えします。

●「喉が渇く前」の

水分・塩分補給

熱中症対策では、水分補給が重要ですが、「喉が渇いた」と感じている時には、すでに身体は軽度の脱水状態にあるといわれているため、喉の渇きを感じる前に水分を摂ることが重要です。

ポイントは水分補給のタイミングです。一度に大量の水を飲むのではなく、コップ一杯の水を、水分が不足しやすい就寝前や起床後、入浴の前後など、喉の渇きを感じる前に、時間を決めてこまめに意識して摂ることが理想的です。

●バランスの良い食事と

「噛む」工夫

食欲が落ちると、喉ごしが良く食べやすい、冷たい麺類などで食事を済ませてしまいがちですが、暑さに負けない身体をつくるには、栄養バランスを意識することが大切です。

仁木町の特産品であるミニトマトをはじめ、なす、きゅうりなどの夏野菜には、体内にこもった熱をにがし、代謝を助けてくれる働きがあります。また、豚肉や玄米、大豆、キノコ類などに含まれる、糖質をエネルギーに変え疲労回復が期待でき

るビタミンB1、身体を構成する主成分であるタンパク質も取り入れるなど、バランスの良い食事を意識しましょう。

さらに、食欲が無い時こそ、よく噛んで食べることが重要です。よく噛むことは、消化を助け、胃腸の負担を減らすだけでなく、栄養がしっかりと吸収され、暑さに負けない身体づくりにつながります。

●睡眠環境を整える

暑さにより夜間に何度も目が覚めてしまうなどの睡眠不足は、自律神経の乱れが助長され、熱中症のリスクも高まります。

室温が28℃を超えると眠りにくくなるため、エアコンや扇風機の活用、通気性や吸水性の良い

い寝具の使用など、睡眠環境を快適に保ちましょう。また、寝る前のスマートフォンやタブレットの使用を控え、光の刺激を減らすことで、寝つきが良くなり、疲労感の軽減につながります。

●やむを得ず

健康に夏を過ごすためには、ご自身の体調のサインに目を向けること、水分をしっかりと摂ること、バランスよく食べること、睡眠をとることなど、暑さで体調が崩れやすい時こそ、毎日のちょっとした意識の積み重ねが大切です。今回ご紹介した3つのポイントを意識することに加え、周囲でも声をかけあいながら、無理せず、暑さに負けない夏を過ごしましょう。



3つのポイントを意識して
夏を乗り切りましょう！